平成２８年（フ）第５１９７号
大阪府茨木市駅前４丁目６番３号　旭栄ビル202号
債務者　三好　聖人
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４２号
大阪府三島郡島本町山崎４丁目１番31―103号
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１５号
大阪府東大阪市花園本町２丁目２番５―106号　西岩崎コーポ
債務者　西田惠津子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６６９号
大阪市西区本田１丁目５番31　松福マンション308号室、住民票上の住所堺市美原区多治井116番地１（103号）
債務者　小田　裕子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９１号
大阪府豊中市穂積１丁目１番18―610号、前住所大阪府豊中市長興寺南３丁目11番22―303号
債務者　毛利　善一
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２２６号
東京都江戸川区本一色３丁目14―12―102
債務者　大谷百合恵
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２６６号
東京都足立区梅田２丁目18―19―202
債務者　池田　健次
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３４８号
東京都台東区日本堤２丁目１－２－204
債務者　村上　健二
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３７１号
東京都板橋区坂下３丁目15－４－206
債務者　小山　和美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３７４号
東京都江戸川区松本１丁目24―10　コーポ亀翠１Ｆ
債務者　山口　智之
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３７５号
東京都墨田区立花２丁目５－６－203
債務者　永田　夕紀
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３７８号
東京都墨田区江東橋１丁目５―15
債務者　白須　智子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８２号
東京都東久留米市新川町１丁目４―18―601
債務者　薄田　麻美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８３号
東京都西東京市富士町４丁目16―11―303
債務者　千葉　裕之
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８５号
東京都杉並区上井草２丁目５－４―201
債務者　関口真理子（旧姓八鍬）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部